

【この号の内容】

1. 就労準備支援・家計改善支援事業特集

- ◇ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施
 - ・世田谷区担当者へインタビュー！
- ◇ 就労準備、家計改善、地域居住支援事業について
 - 被保護者も利用できる仕組みの創設
 - ・横浜市担当者へインタビュー！
 - ・自治体短信（倉敷市）

2. ご報告・お知らせ

- ◇ 改正生活困窮者自立支援法が施行されました
- ◇ 令和7年度当初予算のご案内
- ◇ 生活困窮者自立支援統計システムがバージョンアップします！
- ◇ 部局長会議・課長会議の資料と動画が公表されました！
- ◇ 生活困窮者自立支援制度 支援員のための育ちのガイドブックを作成しました！

◎ 編集後記

1. 就労準備支援・家計改善支援特集号

令和6年4月17日に成立した「生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）」について、令和7年4月1日に施行されました。

そこで今回のニュースレターでは、改正事項の「自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施」、「就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について被保護者も利用できる仕組みの創設」に関連したテーマで3つの自治体の担当者へインタビューをしました！

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

◇ 改正内容

- ・家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- ・就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

◇ 世田谷区のインタビューのポイント

- ・自立相談支援機関による相談対応の時に就労準備支援事業や家計改善支援事業の支援員も同席したり、支援開始後も各事業の支援員が連携し、支援にあたることで、本人の状態をよりの確に把握することや多角的に支援方針を立てることにつながります。
- ・今回インタビューした世田谷区では、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の3事業を世田谷区社会福祉協議会が受託し、一体的に実施しています。
- ・3事業について、別の事業者へ委託している自治体も多いかと思いますが、事業間のつながりや実施の工夫などは参考になるかと思いますが！
- ・また、就労準備支援事業、家計改善支援事業をまだ実施していない自治体におかれては、ぜひ実施についてご検討ください！！

生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる 一体実施の仕組みの創設

◇ 改正内容

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、福祉事務所が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者（特定被保護者）が利用できることとする。
- 生活保護受給者（特定被保護者）が生活困窮者向けの事業を利用する場合でも、福祉事務所が継続して与える仕組みとする。

◇ 横浜市・倉敷市のインタビューのポイント

- 生活保護受給者（特定被保護者）も生活困窮者向けの事業の利用が可能になったことで、生活困窮者自立支援制度から生活保護制度へ移行する方や生活保護制度から生活困窮者自立支援制度へ移行する方に対して、切れ目のない連続的な支援を行うことが可能となります！
- そこで、現在、生活困窮者向けの事業と生活保護受給者向けの事業を一体実施している自治体にインタビューをし、事業内容や工夫などを伺いました。両制度の連携や工夫など、参考になればと思います！

世田谷区担当者にインタビュー！

～自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業の一体的実施～

世田谷区では平成28年度から自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業を一体的に実施されています。今回のインタビューでは、平成31年度より3つの事業を受託されている、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の田邊さんと小嶋さんに実施されている内容や工夫についてお伺いしました！

※インタビューは令和7年3月に実施しました。

3つの事業を一体的に実施した経緯について教えてください！

- * 自立相談支援機関で本人と面談していると、生活全般の困りごとが浮き上がってきます。
- * 生活上の困りごとを整理するうえで、まず家計の流れを把握することが重要と考えています。その理由としては、経済的にどのような状態なのかを本人と一緒に整理し、家計の課題を見える化すること・状況を本人と共有することが行動変容につながるためです。そのため、世田谷区の家計改善支援事業では、相談支援員が、本人の話を伺いながら、簡易の家計シートを必ず作成するようにしています。
- * バランスがとれなくなった家計の立て直しを検討する中で、まず増収をして生活を組み立てていこうと就労支援へつながることが多いです。就労支援といっても、心身の不調等からコンディションが整わず、すぐに就労に結びつかない方も多くいらっしゃいます。このような場合は、求人を紹介すればいいというわけではなく、心身ともにリズムを整えて、本人に就労に向けた気持ちが芽生えるように準備をしていくことが重要であると考えます。
- * 就労準備支援事業では、決まった時間に外出して生活リズムを作るために、漫画喫茶の一部を借りて居場所を用意したり、自分に合う仕事を見つけるために、保育園での仕事体験や、電源を入れるところから始めるパソコン講習などを行なっています。
- * このように、3つの事業を一体的に取り組むことが、生活課題の解決に繋がっていくと考えて実施しています。

事業実施のときに気をつけていることについて教えてください！

- * 家計相談支援事業と就労準備支援事業は同じ事務所内で実施しているので、相談支援員同士が日頃からケース相談をしたり、各々の支援員の立場からのアドバイスをもらったり、コミュニケーションをとっています。
- * 就労準備支援事業の利用に向けて調整する場合には、本人と相談支援員、就労準備支援事業支援員の3人で事業を説明する時間を設けたり、支援プランを作成したりします。
- * 自分の考えを言葉で伝えることが苦手な方も多く、相談支援員が支援に悩むことがあります。そういった場合も、複数の相談支援員が関わり、日常的に協議をすることで、気づかなかった本人の強みや弱みを発見することで、支援の可能性が広がります。



世田谷区社協キャラクター
ココロン

事業実施において難しいと感じるところを教えてください！

- * 3つの事業を一体的に行い、支援員同士が日頃からコミュニケーションをとっているのであまり難しさは感じていません。
- * 住民や他の支援機関へ、家計や仕事など生活上の困りごとの相談窓口として「ぷらっとホーム世田谷」の周知が進み、年齢や属性に関わらず、多岐にわたる相談が寄せられるようになりました。
- * 他方で、ぷらっとホーム世田谷で一体的に事業を行い、支援をしても解決できない課題や、さまざまな生きづらさを抱える方もいて、「既存の福祉制度では対応できない」「制度の狭間に陥り、支援に繋げることができない」という難しさがあります。



インタビューにご対応いただいた
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
田邊さんと小嶋さん

他の自治体でも取り組めるような工夫があれば教えてください！

- * 常日頃から何でも相談できる関係性を構築しておくことで、改めて会議を催さなくても、情報共有ができ、お互いの業務への理解度も高くなるのではないかと思います。
(世田谷区では4月から自立相談支援機関の窓口が移転します。移転先では、3つの事業に加えて、就労支援を受託している事業者とも同じフロアで支援に取り組んでいくこととなります。今までよりも、みんなで一緒になって相談しながら進めていける環境になるのではないかと思います！)
- * 他の自治体では、3つの事業をそれぞれ別の事業所で委託していることもあるかと思いますが、日頃から3事業の間でケースの相談や悩みごとの共有をしておくことで、困ったときに相談しやすく、任意事業の支援員も含めたチームで支援することができるのではないかと思います！



横浜市担当者にインタビュー！ ～家計改善支援事業と被保護者家計改善支援事業の一体実施～

横浜市では、家計改善支援事業は平成25・26年度に横浜市中区にてモデル事業を実施し、平成27年度より全区で実施されています。被保護者家計改善支援事業は横浜市保土ケ谷区にてモデル事業を先行実施し、平成31年度より一体的実施として全区で実施されています。

ご担当者の鈴木係長と井上さんに事業実施において工夫しているところなどを伺いました！

※インタビューは令和7年3月に実施しました。

具体的にどのように事業を実施しているのか教えてください！

- * 家計改善支援事業については、事業開始時より、プロポーザル方式で業者選定を行い、委託にて実施しています。平成31年度より、生活困窮者世帯への支援を通じた実施機関（区役所）との連携体制を構築してきた中で、被保護者家計改善支援事業も開始しています。
- * 被保護者家計改善支援事業については、事業開始当初はなかなか相談支援に繋がらない状況でしたが、生活困窮者世帯の支援事例などを課内で共有することで、事業の効果や支援につながることのメリットを浸透させていく支えとなりました。
- * 制度の周知と必要な方に必要なサービスがつながることをねらいとして、令和5・6年度に特例貸付の返還対象となっている方等に向けた「家計改善支援講座」を複数区で開催しています。区によっては、これらの取組を参考に、生活困窮者自立支援制度のセーフティネット会議（支援会議）などに家計改善支援員を講師として招いています。また、事業説明してもらう際には、生活保護担当のケースワーカーも積極的に会議運営に参加するなどして、区役所内においても家計改善支援事業の認知度が高くなってきています。



インタビューにご対応いただいた
鈴木係長（右）と井上さん（左）

事業実施において難しいと感じていることについて教えてください！

- * コロナ禍が終わり、目の前の生活維持が最優先の課題であった状況から、貸付の償還開始や債務整理など生活の立て直しへと課題が変化しており、改めて家計改善支援のニーズが高まっています。
- * 区役所内で家計改善支援事業の周知が進んでおり、被保護者家計改善支援事業についても、実際に利用することで、その効果を実感するケースワーカーが増えてきています。今年度の利用状況も過去最大を更新する見込みです！
- * そういった状況も踏まえ、今後事業量を増やすことも検討するのですが、家計改善支援事業を担える事業者が少ないことに課題を感じています。
- * 受託者も支援員体制を整えるべく、努力を惜しまずに協力してくれていますが、限られた時間の中で支援していく必要があるため、支援員のスケジュール調整がとても重要になっています。

事業実施において工夫しているところを教えてください！

- * 行政側（本庁と区）と受託者が信頼関係を構築し、「必要な方に必要な支援を滞りなく届けるために」という共通の認識を持って連携をとることを大切にしています。
- * 支援スキームや実施方法について随時見直しながら、行政として求めているサービスの質を確保しつつ、実施機関での運用のしやすさについて追求しています。
- * 例えば、行政側と受託者との打合せをし、そこで出てきた区の要望と受託者の悩みを踏まえ、「できること・できないこと」を整理した一覧表をつくりました。
- * また、事業実施していく中での課題（相談予約枠の整理・確保の方法など）についても、常に状況を把握しながら、必要に応じて実施機関（各区役所）へアンケートを取ったり、説明したりしながら、適宜見直しを行っています。

他の自治体でも取り組めるような工夫があれば教えてください！

- * 家計改善支援員が効果的に支援に取り組めるように、相談内容と支援実績の分析はとても大切です。定期的に支援状況を全件チェックし、「必要な支援に必要な時間がかけられているか」「ニーズと支援内容の乖離はないか」などを確認しながらゴールを見据えて支援を行うことで、結果的に新規相談者に対して支援を提供する時間を適時確保しやすくなると考えています。
- * ケースワーカーの役割と制度の理解も大切です。家計改善支援員の面談にケースワーカーが同席することを推進しているところですが、自治体担当者においても状況の把握ができるよう実績報告書に同席率の項目を置いています。
- * 横浜市では生活困窮者自立支援制度も生活保護制度も生活支援課で一体的に取り組む組織体制となっています。ですが、異なる法律に基づき実施されていることを念頭に置き、被保護世帯から廃止となり、生活困窮者世帯へ引き継ぐことになった時や逆に生活困窮者世帯から被保護世帯に転じた際なども、引き続き同じ家計改善支援員だからと任せきりにするのではなく、支援対象者への丁寧な説明と行政の担当者間での引継ぎが大切だと考えています。
- * まずは自治体の担当者が事業の目的や効果を実感し、自信をもって相談者にこの事業の活用を提案できることが大切だと思います！！



横浜市南区役所
家計改善支援事業担当係長を中心に
生活困窮者自立支援制度担当者（主任相談支援員と自立相談支援員）の皆さま
家計改善支援事業の進行役を担う生活保護地区担当ケースワーカー

自治体短信（倉敷市）

～就労準備支援事業と被保護者就労準備事業の一体実施～



倉敷市では、平成28年度より就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業を一体実施されています。就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業の利用開始までの流れや実施の工夫などを伺いました！※自治体短信は令和7年3月に執筆しました。

事業の利用開始までの流れについて

- * 自立相談支援事業から就労準備支援事業につなぐ際には、相談支援員がインテーク、アセスメントして、ご本人の希望や利用してみたい事業などを聞き、必要に応じて、就労準備支援事業所より就労準備支援事業の説明をしています。本人が説明を聞いた上で興味を持ち、利用したいという希望があった場合は、事業の利用に向けて調整を進めていきます。
- * 自立相談支援事業から就労準備支援事業の事業所同士が離れているため、相談支援員が就労準備支援事業を提案し、本人が興味を持った場合について、次回以降、就労準備支援事業支援員の同席をお願いしています。なので、事業のパンフレットなどを配布するというよりも、支援員が本人に会いに行くというイメージです。
- * ケースワーカーや生活保護制度の就労支援員が、被保護者就労準備支援事業の利用が適切であると判断したときは、就労準備支援事業所において、ケースワーカーと生活保護制度の就労支援員も同席の上、事業について本人へ説明します。その説明を聞き、本人も納得した上で事業開始へと進めていきます。
- * 事業を利用することになったら、各福祉事務所の就労支援員から就労準備支援事業所に、利用者に関する情報を共有しています。共有する情報としては、職歴の有無、車所有の有無などです。
- * 他にもケースワーカーと就労準備事業所が直接やりとりすることや、就労準備事業所の職員から本人へ事業の利用を提案することもあります。

事業内容について

- * 生活困窮者の就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業のプログラムは共通となっているため、内容自体に違いはありません。
- * 本人がしたいことから支援計画を作成しており、プログラムについても公民館や神社での清掃といったものから、コマッチング（特定地域の高齢者の困りごとをサポートするもの）など、さまざま準備しています。また、既存のプログラムに本人が希望するものがなければ、本人のしたいことを念頭においたプログラムを作っています。
- * 事業の利用者には、自信を失っている人や傷つきやすくなってる人も多いため、はじめから就労を押し出して関わるのではなく、本人が興味関心のあることを教えてもらったり、一緒に体験したりしながら、本人のことを知っていくことが本人の幸せや自己実現のために大切だと思っています。
- * 就労準備支援事業を受託している団体が、独自のひきこもり相談窓口を設置しているため、そこから自立相談支援事業につながるといってもあります。



事業実施において難しいと感じることについて

- * 就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業の担当部署が別であり、自立相談支援事業と就労準備支援事業の委託事業者も異なっていることから、書類の様式や申請受付から支援までの流れ等を統一することが難しいと感じています。そのため、担当部署や委託事業者間で課題等を共有し解決に努めています。
- * また、各制度の利用者は性格や特性、生活環境等が異なり、求められる支援は多種多様であるため、個々の利用者のニーズを踏まえた適切な支援を提供できるように丁寧なアセスメントを心掛けています。

他の自治体でも取り組めるような工夫があれば教えてください！

- * 日常生活自立に関する支援及び社会生活自立に関する支援の効果を確認するため、就労準備支援事業者と共同で開発したチェックリストを令和6年度から使用しています。
- * これまで「ハローワークでの円滑な支援のための生活困窮者の就労準備状況チェックリスト」を使用し、経済的自立に関する支援の効果を確認していましたが、モニタリング報告時に見える化できない利用者のポジティブな変化を随所に感じていました。この変化こそ本事業の趣旨であり、見える化したいと思い、チェックリストの作成に至りました。
- * 今後は、この2つのチェックリストを用いて調査・分析を行い、個々人のより効果的な支援につなげたいと思っています。



2.ご報告・お知らせ

改正生活困窮者自立支援法が施行されました！



生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されました。同日に、国から自治体に対して、施行に伴う通知などを調査・照会システムで発出しています。全国どこの地域においても改正内容が円滑に実施されるよう、各自治体においては、これらをよくご確認ください、地域の関係団体などに共有いただくようお願いします。

4/1に発出した通知など

- **生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行について（通知）（※）**
改正法や関係法令の施行をお知らせする通知です。今回改正した省令・告示の主な改正内容について分かりやすくまとめていますので、まずはこの通知をご覧ください。
- **生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改正について（※）**
生活困窮者自立支援法に基づいて自治体が行う事務を取りまとめた「自治体事務マニュアル」を改正しました。別添の各事業で使用する様式の一部も、新規作成や改正していますのでご確認ください。
- **「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（※）**
生活困窮者自立支援制度の各事業の実施方法などを取りまとめた手引きについても、今回改正しています。これを機に、別添様式とあわせて、各事業の手引きを改めてご確認くださいようお願いします。
- **生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて（※）**
改正法により設置が努力義務となった支援会議のガイドラインも今回改正し、個人情報保護法との関係を整理・明確化しました。
- **生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（※）**
改正法の内容を反映しました。各事業の実施に当たってご不明点があれば、まずはこの質疑応答集をご確認ください。
- **特定被保護者対象事業による支援について**
特定被保護者の定義や、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を特定被保護者が利用する際の流れ・留意点などをまとめた通知です。
- **（事務連絡）生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について**
生活困窮者支援に関係する制度や機関との具体的な連携方法などを、連携先ごとに示した通知です。それぞれの通知の改正内容については標記事務連絡においてまとめていますのでご覧ください。

上記の通知などは、厚生労働省ホームページにすべて掲載しています。

（掲載先） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057342.html>



（※）これら5つの通知などは、「【重要】生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う各種通知等について」というタイトルでまとめて発出しています。

令和7年度当初予算のご案内

令和7年3月31日（月）に令和7年度当初予算が成立しました。
生活困窮者自立支援制度に関する主な内容については以下のとおりです。

主な内容

- **住まいに係る相談機能等の充実**
 - ・全福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう、生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、「住まい相談支援員」の配置も含めた体制整備を図る。
- **住居確保給付金における転居費用の支給**
 - ・住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。
- **居住支援事業の強化**
 - ・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な事業の実施を福祉事務所設置自治体の努力義務とする。
- **家計改善支援事業の補助率を1/2から2/3へ引き上げ**
 - ・家計改善支援事業と、就労準備支援事業、自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保することを原則として、家計改善支援事業の補助率を一律2/3に引き上げる。
- **就労準備支援事業・家計改善支援事業への過疎地域加算の導入**
 - ・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、過疎地域における支援コストの大きさに着目して、過疎地域加算を新たに設ける。
- **生活困窮者向け事業と被保護者向け事業の一体的実施**
 - ・被保護者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を未実施の場合等でも、福祉事務所が認めた被保護者が生活困窮者向けの各事業を利用することを可能にする。
- **その他の生活困窮者自立支援の更なる推進・強化**
 - ・令和6年度に設計する研修カリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を新たに実施する。
 - ・福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進する。

令和7年度当初予算の詳細な内容については以下URL・QRコードからご確認ください！

(概要)
[gaiyo-06-1.pdf](#)



(参考資料)
[gaiyo-06-2.pdf](#)



生活困窮者自立支援統計システムがバージョンアップします！

生活困窮者自立支援統計システムについては、大規模なバージョンアップを行います！
不具合が出る可能性がありますので、必ずご対応ください！

バージョンアップ（ver.4.0.0）概要

- ◆改正法への対応
 - ・居住支援関係の項目追加
 - ・特定被保護者のチェックボックスの追加
 - ・上記に関連して
帳票の修正
統計情報の追加等
- ◆就労準備支援事業の帳票搭載
- ◆その他、バグ等の改修



確認いただきたい資料



- ・【第四報】重要：生活困窮者自立支援統計システムのバージョンアップに伴う対応について（必須作業）
（令和7年4月22日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 事務連絡）

部局長会議・課長会議の資料と動画が公表されました！

令和6年度の全国厚生労働関係部局長会議（部局長会議）と
社会・援護局関係主管課長会議（課長会議）の資料と動画が公表されました。

これらの資料・動画には、国からの大切な連絡事項や依頼事項をまとめていますので、
各自治体においては、必ずご確認くださいませようお願いします。

掲載先

（部局長会議）

①資料 ※社会・援護局（社会）の資料を参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50288.html

②動画
<https://www.youtube.com/watch?v=psD7VcoGZ14&list=PLMG33RKISnWh4iR52wNg0eVahg9UxTqLS&index=9>

（課長会議）

③資料 ※資料6を参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52773.html

④動画
<https://www.youtube.com/watch?v=apiUKC770Ec&list=PLMG33RKISnWhK4EL6mKOyaAnXmRbMaFau&index=7>



資料・動画のポイント

- 改正生活困窮者自立支援法の施行に向け、国からの通知や事務連絡をご確認いただきたい。
- 家計改善支援事業、就労準備支援事業、居住支援事業などの任意事業の実施をお願いする。
- 特定被保護者の事業利用に当たって、事業実施者や福祉事務所との緊密な連携をお願いする。
- 支援実績が低調な自治体については、来年度の国庫補助協議において事業の見直しを依頼する可能性があるほか、国の担当者が訪問し、支援状況や課題等を聴取する予定である。
- 子どもの学習・生活支援事業においては、体験活動を含めた生活支援を実施いただきたい。
- 統計システムの入力内容は、国庫負担金・補助金の算定に用いるため、入力の徹底をお願いする。
- 特例貸付の借受人等へのフォローアップ支援では、引き続き自立相談支援機関の体制強化をお願いする。

生活困窮者自立支援制度支援員のための育ちのガイドブック を作成しました！



生活困窮者支援の仕事には「正解」がなく、すぐには「成果」が見えづらいものです。また、各種事業の実施機関は、その規模や人材育成の体制も様々な状況にあります。そうした中で、生活困窮者自立支援制度に関わる皆さまが自身の現状を把握し、次なるステップにむけた目標を考えたり、能力や姿勢を獲得するための機会を体系的に確認したりすることが重要です。この度、そのためのツールをまとめたガイドブックを作成しました！

以下のようなお悩みに寄り添い、ともに考えるガイドブックとなっています。ぜひ、ご活用ください！



- ・ 支援員としてどのくらい成長できているのか？
- ・ これまである程度経験を積んできたけど、この先の目標をどう設定すればよいのか？
- ・ 研修を開催したいけど、どうやって内容を組み立てればよいのか？
- ・ 後輩や部下をどうやって支えればよいのか？

ガイドブックの電子媒体はこちらからダウンロードいただけます！

<https://www.jri.or.jp/2024gb/>



編集後記

今号のニュースレターを担当しました坂本です。GWも近づいているところではありますが、近くの公園を散歩していたら、まだ桜が残っていました！桜以外にもたくさんお花が咲いていて、心が癒やされました。個人的な近況として、気温も暖かくなってきたので、運動しようと、バレーボールクラブに参加しました。これまでスポーツの経験があまりなく、レシーブもサーブもなかなか上手くいきません。。。今年度の目標は正規の

位置からサーブを打って、コートに入るようになることです！（今は、ボールが届かないのでかなり前の位置からサーブを打っています。）最後になりますが、インタビューにご協力いただいた自治体の皆さま、ありがとうございました！



昨年度も大変お世話になりました！

今年度のニュースレターもお楽しみに！！



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話03-6812-7848 FAX03-3592-1459

これまでのニュースレターのバックナンバーはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

